

さんがEXPRESS 掲示用

発行所
セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合
東京都千代田区二番町8-8
TEL 03-6238-3940
FAX 03-3261-2358
発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

確認しよう！『2020年度新賃金』 5月25日(月)から賃金改定後の新賃金となります！

2020年度賃金制度改定後の新賃金は、5月25日(月)から支給されます。なお、賃金改定の詳細については、以下の内容の確認をお願いします。また、質問や不明な点につきましては、SM・CM・GM・SMDにお問い合わせください。さらに疑問のある場合は、質問表に内容を詳しく記入し、社内メールで組合本部まで送付して下さい。

なお、パートナー組合員の賃金改定は、6月10日(水)支給からとなります。改定日前に「さんがEXPRESS」を発行しますので、ご確認ください。

(担当：岡山)

1. 人事賃金制度改定通知・賃金改定通知書・給与明細について

2020春季労働条件交渉において、労使専門委員会の答申に基づき、職務職能給レンジレートの改定、商品担当TRの職責手当の変更、薬剤師手当、登録販売者手当の引き上げ、食品生鮮従事者手当の導入が決定し、5月の給与より賃金改定します。それに伴い、今年度実施される賃金改定は人事処遇制度改定に伴う賃金改定と春季労働条件交渉において妥結した賃金改定が行われます。

4月24日(金)に「人事賃金制度改定通知」が配布され、5月25日(月)に「賃金改訂通知書」「給与明細」が配布されます。以下の通知・明細をご確認のうえ、今年の賃金改定額の確認をお願いいたします。

4月24日(金)配布「人事賃金制度改定通知」

【NA社員】

新レンジレートに基づく基本給内訳(職務職能給・レンジ外調整給)の通知

【F社員】

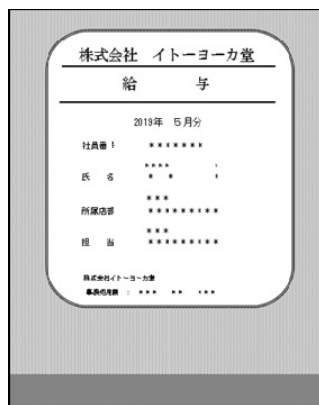
新地域本人給(都道府県別)・新レンジレートに基づく基本給内訳(地域本人給・地域調整給・職務職能給・レンジ外調整給)の通知

※地域本人給が上がる県は4月から改定

【嘱託社員】

新基本額(都道府県別)に基づく基本給内訳(基本額・地域調整給・職責調整給)の通知

※基本額が上がる県は4月から改定



5月25日(月)配布「賃金改訂通知書」「給与明細」

・新職種手当(薬剤師・登販・生鮮)・新職責手当(商品担当TR)・新評価反映の適用。

※NA社員の賃金改定は4月分と5月分の2カ月分を支給。

【NAF社員】

新レンジレートに基づく調整。

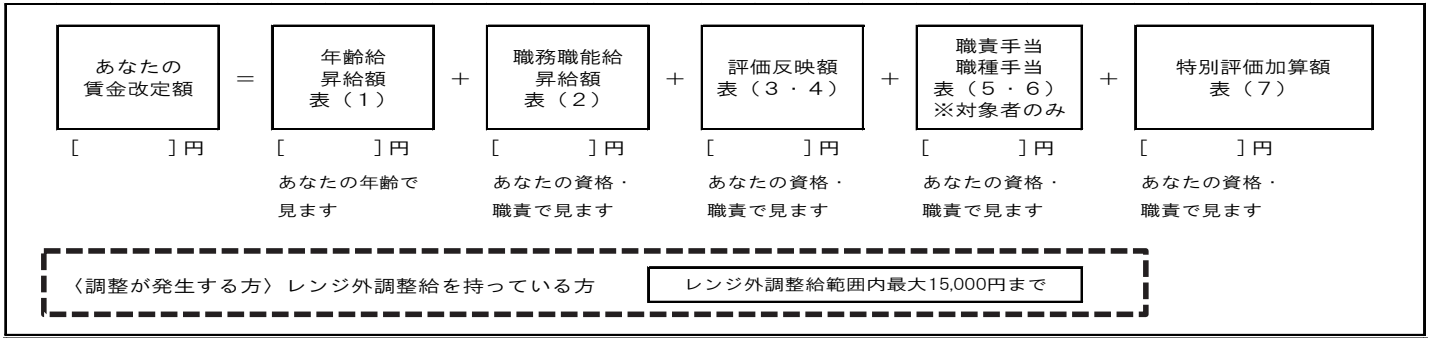
【F社員】

新地域本人給(都道府県別)に基づく調整給の適用開始。減額時は調整給とし、基本給上昇分のみ取りくずしを実施。

【嘱託社員】

評価に基づく加減を実施。2021年より新基本給(都道府県別)に基づき、地域調整給を取りくずしを実施。

2. ナショナル・エリア組合員賃金改定について（賃金改定通知書参照）



【表（１）年齢給昇給額】

単位：円

年齢	昇給額
19～30歳	1,750
31歳以上	0

注）2020年4月1日現在の満年齢で見ます。

【表（２）職務職能給昇給額】

単位：円

社員群	資格・職責	担当者	特別販売職	シスター CHM・SCC	薬局SHM SHM	担当M	統括M	TR スタッフ	MD・DB SV・TR (商品担当)	本部M	CMD・CDB ・CSV
ナショナル	主事	—	—	—	—	—	5,800	5,600	5,800	6,400	6,600
	副主事	—	3,500	3,500	3,500	4,500	4,700	4,500	4,700	5,300	5,500
	リーダー職	2,200	2,600	2,600	2,600	3,600	—	3,600	3,800	—	—
	ナショナル担当職	1,500	1,900	1,900	1,900	2,900	—	—	—	—	—
エリア	シニア職	—	—	—	—	—	5,000	4,800	5,000	5,200	5,400
	レギュラー職	—	2,900	2,900	2,900	3,800	4,000	3,800	4,000	4,600	4,800
	ジュニア職	1,900	2,300	2,300	2,300	3,200	—	3,200	3,400	—	—
	エリア担当職	1,500	1,900	1,900	1,900	2,800	—	—	—	—	—

【表（３）年間プロセス評価】

年間プロセス評価		下期評価				
		R1	R2	R3	R4	R5
上期 評価	R1	S	S	A	B	D
	R2	S	A	B	B	D
	R3	S	A	B	C	D
	R4	A	B	B	C	D
	R5	D	D	D	D	D

※年間プロセス評価は「5ランク設定」。

※上期・下期2回のプロセス評価により、年間のプロセス評価を決定。

※プロセス評価適用期間に、休業などの事由によりプロセス評価がついていない方は、「年間総合評価反映額」は発生しません



年間プロセス評価により年間総合評価額を確認してください。

【表（４）賃金改定時における年間総合評価反映額】

職責を重視する賃金制度に合わせて、評価反映額を職責別のみの表へ変更を行います。

単位：円

資格	年間 評価	担当	SHM・シスター CHM・チーフ 特別販売職	担当M	統括M	MD・DB・ SV・TR (商品担当)	スタッフ	TR	CMD・CDB CSV	本部M
担当職を 除くNA社員	S	2,400	4,000	6,000	7,000	6,000	6,000	6,000	8,000	8,000
	A	1,200	2,000	3,000	3,500	3,000	3,000	3,000	4,000	4,000
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	▲ 1,200	▲ 2,000	▲ 3,000	▲ 3,500	▲ 3,000	▲ 3,000	▲ 3,000	▲ 4,000	▲ 4,000
	D	▲ 5,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000
担当職の NA社員	S	2,400	4,000	6,000		6,000	6,000	6,000		
	A	1,200	2,000	3,000		3,000	3,000	3,000		
	B	0	0	0		0	0	0		
	C	▲ 500	▲ 500	▲ 500		▲ 500	▲ 500	▲ 500		
	D	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		
エルダー職 のF社員	S	2,400	4,000	6,000	7,000	6,000	6,000	6,000		
	A	1,200	2,000	3,000	3,500	3,000	3,000	3,000		
	B	0	0	0	0	0	0	0		
	C	▲ 1,200	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 3,500	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 2,000		
	D	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 10,000	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		
担当職の F社員	S	2,400	4,000	6,000		6,000	6,000	6,000		
	A	1,200	2,000	3,000		3,000	3,000	3,000		
	B	0	0	0		0	0	0		
	C	▲ 500	▲ 500	▲ 500		▲ 500	▲ 500	▲ 500		
	D	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		

※上記の「職責」は、下期評価時点（2019年11月末）の「職責」を適用します。また、今年3月に昇格した方は、昇格前の「資格」を適用します。

【表（５）職責手当】※対象者のみ加算

組織改編により、商品担当のTRが商品部組織への移管になり、従来の働き方や数値責任度合いが変更になったため、職責手当ならびに定期昇給額、一時金の職責別定額を商品部のMD・DB・SVと同額に変更します。

単位：円

職責	手当	職責	手当
CMD・CDB・CSV	113,000	スタッフ・TR	82,000
本部M	108,000	担当M	82,000
統括M	98,000	チーフ・シスター・CHM・特別販売職	25,000
MD・DB・SV・TR（商品担当）	87,000	担当者	0

【表（６）職種手当】※対象者のみ加算

社会環境の変化や労働市場価値、採用競争力の観点から、薬剤師手当・登録販売者手当の改定・食品生鮮従事者手当の導入を行います。

単位：円

職種	現手当	新手当
薬剤師	50,000	100,000
登録販売者	5,000	15,000
食品生鮮従事者	—	2,000

※食品生鮮従事者は、精肉・鮮魚・惣菜の3部門の担当M・担当者が対象です。

【表（７）特別評価加算額】

評価反映額における「年間総合評価S・A」を対象に資格・職責別に加算を行います。

単位：円

資格	評価	担当者	特別販売職	シスター チーフ CHM 薬局SHM	担当M	統括M	MD DB SV TR (商品担当)	スタッフ	TR	CMD CDB CSV	本部M
主事 シニア職	S					3,100	3,100	2,900	2,900	3,400	3,300
	A					2,800	2,800	2,600	2,600	3,100	3,000
副主事 レギュラー職	S		2,300	2,300	2,900	3,100	3,100	2,900	2,900	3,400	3,300
	A		2,000	2,000	2,600	2,800	2,800	2,600	2,600	3,100	3,000
リーダー職 ジュニア職	S	2,000	2,300	2,300	2,900	3,100	3,100	2,900	2,900		
	A	1,700	2,000	2,000	2,600	2,800	2,800	2,600	2,600		
担当職	S	2,000	2,300	2,300	2,900						
	A	1,700	2,000	2,000	2,600						

【職務職能給レンジレート上限到達者への対応】

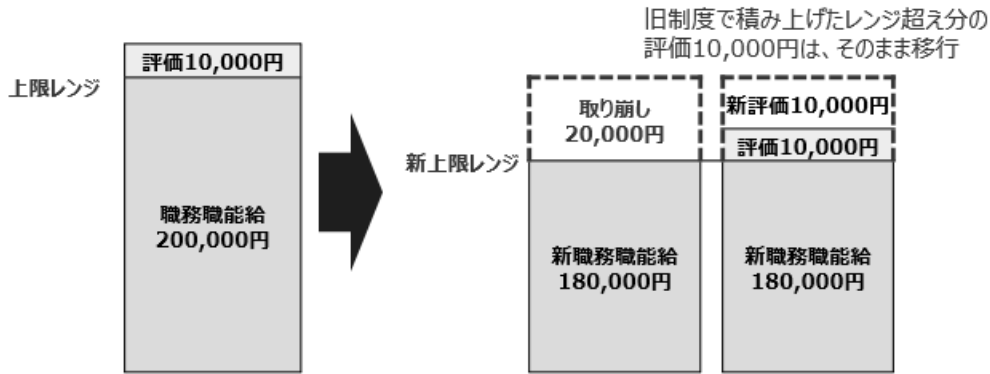
レンジレート上限を超えた金額の評価反映額については、現行制度通りに積み上げを行います。ただし、評価反映額の積み上げの上限を全職責 20,000 円までとします。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間評価	A	A	B	A	A
上限レンジ	評価額	評価額	評価額	評価額	評価額
	定昇				
	評価額				

評価反映額の積み上げ額の上限を
全職責20,000円までとする。

【高評価の積み上げによる上限到達者の対応】

上限を超えた金額は、上記同様積み上げを行います。現行制度でレンジレート上限越えの評価反映額がある方については、職務職能給のレンジレート変更分の取り崩しは行いますが、評価反映額の上限超えについては減額しません。

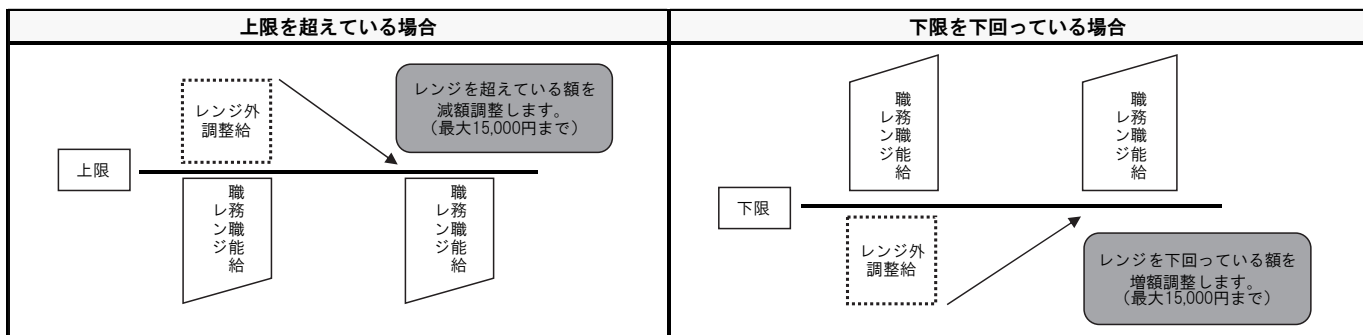


【新職務職能給レンジレートの導入】

2019 春季労働条件交渉の中で決定した勤続反映や年功的賃金の要素を一部残しながらも仕事（職責）に応じた賃金への見直しを進めるため、職務職能給レンジレートの金額を変更します。

職責／社員群	<旧レンジレート>				<新レンジレート>				単位：円
	ナショナル		エリア		ナショナル		エリア		
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
CMD・CDB・CSV	160,000	280,000	140,000	260,000	160,000	270,000	140,000	250,000	
本部M	160,000	280,000	140,000	260,000	160,000	270,000	140,000	250,000	
副店長	140,000	250,000	135,000	230,000	140,000	250,000	135,000	230,000	
統括M	135,000	240,000	130,000	220,000	135,000	240,000	130,000	220,000	
MD・DB・SV・TR（商品担当）	95,000	250,000	90,000	230,000	90,000	240,000	80,000	220,000	
TR・スタッフ	95,000	240,000	90,000	220,000	90,000	220,000	80,000	200,000	
担当M	95,000	200,000	90,000	190,000	90,000	180,000	80,000	170,000	
薬局SHM	60,000	190,000	55,000	180,000	55,000	170,000	50,000	160,000	
シスター・CHM・チーフ	60,000	190,000	55,000	180,000	55,000	170,000	50,000	160,000	
特別販売職	60,000	190,000	55,000	180,000	55,000	170,000	50,000	160,000	
担当者		170,000		160,000		130,000		120,000	

【レンジ外調整給の扱いについて】



- ・職務職能給がレンジレートの上限を超えた場合は発生しません。下限を下回っている職務職能給は、レンジ外調整給に含まれます。
- ・レンジの上限を超えている金額、レンジの下限を下回っている金額については、15,000円を上下限に増額または減額します。
- ・今回の調整で残った金額については、翌年以降の賃金改定時（5月）に減額・増額します。
- ・評価による反映額については、上記レンジ外調整給とは別に反映をします。

【エリア社員群制度の変更】

今回の人事処遇制度改定で導入を行う「新地方エリア」の「新地域給」への変更は、2020年6月より適用を開始します。

- ①希望する新エリア区分店舗に所属している場合
⇒ エリア区分の処遇に変更します。
- ②希望するエリア区分以外の店舗に所属している場合
⇒ 現所属店舗のエリア地域給に変更し、希望する新エリアに異動後、新エリア給に変更します。

《新エリア該当事業所》

エリア		該当事業所	
広域	狭域		
関東	関東	千葉	千葉県の事業所、竜ヶ崎
		埼玉	埼玉県の事業所
		東京	東京都の事業所
		神奈川	神奈川県の事業所
		群馬県、栃木県、茨城県、長野県、山梨県の事業所	
地方	北海道 (+関東) ※	北海道の事業所	
	東北 (+関東) ※	青森県、岩手県、宮城県、福島県の事業所	
	東海 (+関東) ※	静岡県、岐阜県、愛知県の事業所	
	関西 (+関東) ※	大阪府、兵庫県の事業所	

《新地域給》

社員群	地域給		
・ナショナル	60,500円		
・広域関東エリア	50,000円		
狭域	28,000円		
	・狭域東京エリア		
	・狭域神奈川エリア		
	・狭域埼玉エリア		
新地方 エリア	地方	関東	
	・北海道エリア(+関東)	15,000円	50,000円
	・東北エリア (+関東)	15,000円	
	・東海エリア (+関東)	20,000円	
	・関西エリア (+関東)	25,000円	

3. フィールド組合員賃金改定について（賃金改定通知書参照）

あなたの 賃金改定額	=	年齢給 昇給額 表(A)	+	職務職能 給昇給額 表(B)	+	評価反映額 表(C・D)	+	職責手当 職種手当 4P参照 ※対象者のみ	+	特別評価加算額 表(E)	<調整が発生する方> レンジ外調整給を 持っている方 レンジ外調整給範囲内 最大5,000円まで
[]円		[]円		[]円		[]円		[]円		[]円	
		あなたの年齢で 見ます		あなたの資格・ 職責で見ます		あなたの資格・ 職責で見ます		あなたの資格・ 職責で見ます		あなたの資格・ 職責で見ます	

【表(A) 地域本人給（年齢）昇給額】

単位：円

年齢	昇給額
19～30歳	1,300
31歳以上	0

2020年4月1日現在の満年齢で見ます。

【表(B) 職務職能給昇給額】

単位：円

資格	担当者	特別販売職	チーフ・ シスター・ CHM・ 薬局SHM	担当M	統括M	MD・DB・ SV・TR (商品担当)	TR	スタッフ
エルダー職	1,500	1,900	1,900	2,800	3,300	3,000	2,800	2,800
担当職	1,300	1,700	1,700	2,600	3,100	2,800	2,600	2,600

※職務職能給がレンジレートの上限を超えている場合は表(B)の昇給額・加算額はなりません。

【表(C) 年間プロセス評価】

年間プロセス評価	下期評価					
	R1	R2	R3	R4	R5	
上期 評価	R1	S	S	A	B	D
	R2	S	A	B	B	D
	R3	S	A	B	C	D
	R4	A	B	B	C	D
	R5	D	D	D	D	D

※年間プロセス評価は「5ランク設定」。

※上期・下期2回のプロセス評価により、年間のプロセス評価を決定。

※プロセス評価適用期間に、休業などの事由によりプロセス評価がついていない方は、「年間総合評価反映額」は発生しません。

年間プロセス評価により年間総合評価額を確認してください。

【表（D）賃金改定時における年間総合評価反映額】

資格	年間評価	担当	SHM・シスター CHM・チーフ 特別販売職	担当M	統括M	MD・DB・ SV・TR (商品担当)	スタッフ	TR
エルダー職	S	2,400	4,000	6,000	7,000	6,000	6,000	6,000
	A	1,200	2,000	3,000	3,500	3,000	3,000	3,000
	B	0	0	0	0	0	0	0
	C	▲1,200	▲2,000	▲2,000	▲3,500	▲2,000	▲2,000	▲2,000
	D	▲5,000	▲5,000	▲5,000	▲10,000	▲5,000	▲5,000	▲5,000
担当職	S	2,400	4,000	6,000		6,000	6,000	6,000
	A	1,200	2,000	3,000		3,000	3,000	3,000
	B	0	0	0		0	0	0
	C	▲500	▲500	▲500		▲500	▲500	▲500
	D	▲5,000	▲5,000	▲5,000		▲5,000	▲5,000	▲5,000

【表（E）特別評価加算額】

評価反映額における「年間総合評価 S・A」を対象に資格・職責別に下記の通り、加算します。

単位：円

資格	評価	担当者	特別販売職	シスター チーフ CHM 薬局 SHM	担当M	統括M	MD DB SV TR (商品担当)	スタッフ	TR
エルダー職 担当職	S	1,600	1,800	1,800	2,000	2,400	2,200	2,000	2,200
	A	1,400	1,600	1,600	1,800	2,200	2,000	1,800	2,000

◇職務職能給レンジレート上下限超え者の扱いについて

- ・フィールド組合員の役職者の増加や同じフィールド組合員の処遇格差の課題から、狭域エリア組合員・パートナー組合員との格差を考慮し、職務職能給レンジレートを導入しています。
- ・レンジ外調整給（上下限超えの部分）のルールについては、以下の通りです。

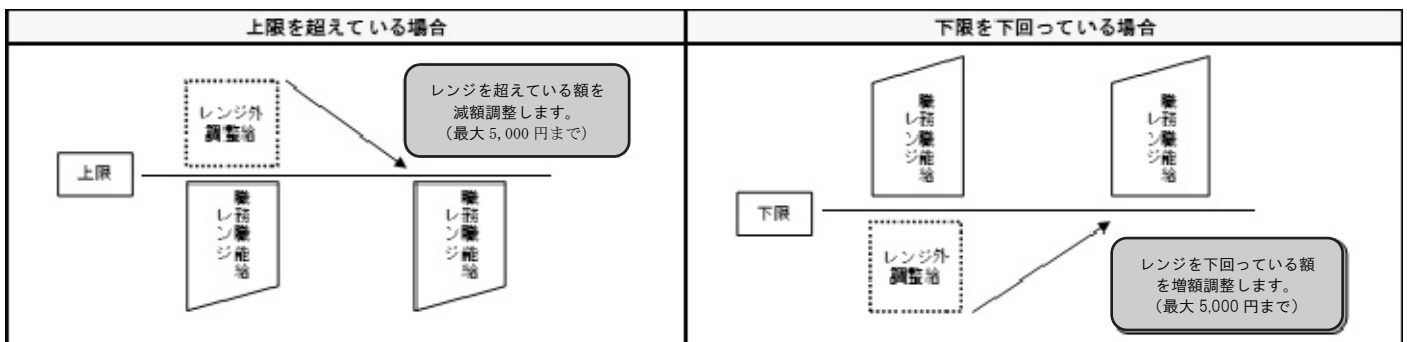
【職務職能給レンジレート】

NA社員の職責対応資格制度の導入に伴い、フィールド社員においては、金額見直しと設定のなかった職責への新設を行い、職務職能給レンジレートを改定します。

単位：円

職責	下限	上限
統括M	120,000	210,000
MD・DB・SV ・TR (商品担当)	90,000	210,000
TR・スタッフ	90,000	160,000
担当M	90,000	160,000
シスター・CHM・チーフ ・特別販売職	80,000	150,000
担当者		120,000

【レンジ外調整給の扱いについて】

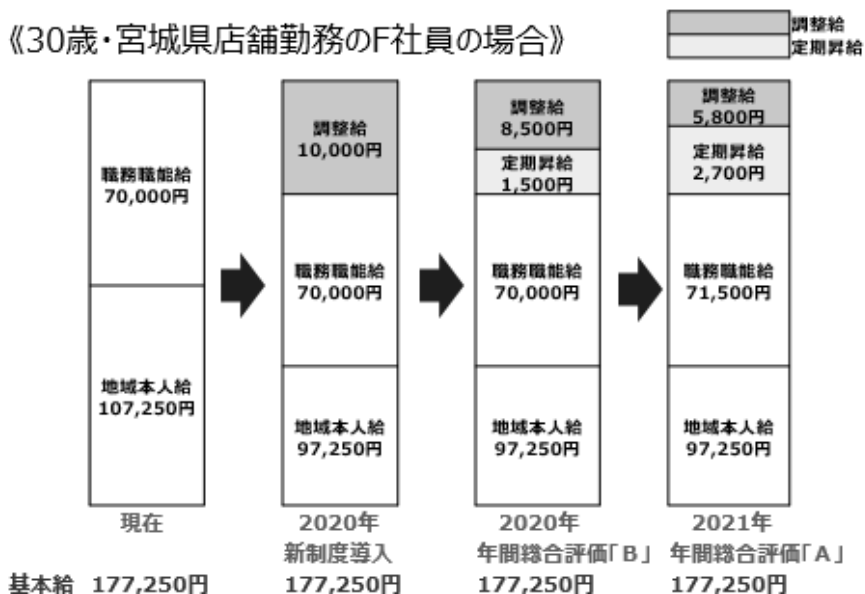


- ・職務職能給がレンジレートの上限を超えた場合は発生しません。下限を下回っている職務職能給は、レンジ外調整給に含まれます。
- ・レンジの上限を超えている金額、レンジの下限を下回っている金額については、5,000円を上下限に増額または減額します。
- ・今回の調整で残った金額については、翌年以降の賃金改定時（5月）に減額・増額します。
- ・評価による反映額については、上記レンジ外調整給とは別に反映をします。

【地域水準給与の見直し】

新地域給与導入とともに県別最低賃金を基準とし、地域相場に合わせた給与水準の変更を行います。「現地域本人給」と「新地域本人給」の差額は調整給に入れ、毎年の賃金改定時のみ取り崩し、相殺を行います。

《30歳・宮城県店舗勤務のF社員の場合》



《新地域本人給（30歳時）》 単位：円

都道府県	地域本人給【30歳時】	新地域本人給【30歳時】
東京	137,250	137,250
神奈川	137,250	137,250
埼玉	137,250	137,250
千葉【電ヶ崎含む】	137,250	137,250
(姉崎・市原)	137,250	137,250
北海道(札幌圏)	109,250	105,250
(札幌圏以外)	101,250	105,250
(函館)	99,250	105,250
宮城	107,250	97,250
(石巻)	97,250	97,250
福島	107,250	92,250
(平)	109,250	92,250
青森	93,250	97,250
(八戸沼館)	95,250	97,250
(五所川原)	85,250	97,250
岩手	99,250	92,250
茨城【電ヶ崎除く】	125,250	106,250
栃木	133,250	107,250
群馬	127,250	100,250
山梨	131,250	100,250
長野	123,250	104,250
岐阜	127,250	104,250
静岡	125,250	111,250
愛知	127,250	119,250
大阪	127,250	127,250
兵庫	125,250	113,250

《新地域本人給》

単位：円

年齢	北海道	青森宮城	岩手福島	栃木	茨城(電ヶ崎除く)	群馬山梨	長野岐阜	首都圏(電ヶ崎含む)	静岡	愛知	兵庫	大阪
18	89,650	81,650	76,650	91,650	90,650	84,650	88,650	121,650	95,650	103,650	97,650	111,650
19	90,950	82,950	77,950	92,950	91,950	85,950	89,950	122,950	96,950	104,950	98,950	112,950
20	92,250	84,250	79,250	94,250	93,250	87,250	91,250	124,250	98,250	106,250	100,250	114,250
21	93,550	85,550	80,550	95,550	94,550	88,550	92,550	125,550	99,550	107,550	101,550	115,550
22	94,850	86,850	81,850	96,850	95,850	89,850	93,850	126,850	100,850	108,850	102,850	116,850
23	96,150	88,150	83,150	98,150	97,150	91,150	95,150	128,150	102,150	110,150	104,150	118,150
24	97,450	89,450	84,450	99,450	98,450	92,450	96,450	129,450	103,450	111,450	105,450	119,450
25	98,750	90,750	85,750	100,750	99,750	93,750	97,750	130,750	104,750	112,750	106,750	120,750
26	100,050	92,050	87,050	102,050	101,050	95,050	99,050	132,050	106,050	114,050	108,050	122,050
27	101,350	93,350	88,350	103,350	102,350	96,350	100,350	133,350	107,350	115,350	109,350	123,350
28	102,650	94,650	89,650	104,650	103,650	97,650	101,650	134,650	108,650	116,650	110,650	124,650
29	103,950	95,950	90,950	105,950	104,950	98,950	102,950	135,950	109,950	117,950	111,950	125,950
30以上	105,250	97,250	92,250	107,250	106,250	100,250	104,250	137,250	111,250	119,250	113,250	127,250

※今後新たにフィールド社員に登用・採用される方は、「新地域本人給」を適用します。

4. 嘱託組合員賃金改定について

N A F 組合員に導入された人事処遇制度の考え方に基づき嘱託組合員においても労使専門委員会内にて議論を行い、以下の内容で制度改定いたします。

【地域水準給与の見直し】

新基本給与導入とともに県別最低賃金を基準とし、地域相場に合わせた給与水準の変更を行います。激変緩和措置として「現基本給」と「新基本給」の差額を調整給に入れ、2021年度の契約変更時より2,000円ずつ取りくずしを行い、新基本給に合わせていきます。2021年3月16日より嘱託社員として契約する方は、「新基本給」を適用し、契約を行います。

